

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合職員懲戒審査会規程

平成19年1月9日

訓令甲第1号

改正 平成21年6月1日 訓令甲第1号

(設置)

第1条 職員に対する懲戒処分の公正を期するため、福井坂井地区広域市町村圏事務組合職員懲戒審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審査会は、管理者の諮問に応じ、職員の懲戒処分に関する事項を審査する。

(組織)

第3条 審査会は、会長及び委員若干名をもって組織する。

2 会長は、副市町長会議の議長をもって充て、委員は、関係市町の副市町長、事務局長及び総務課長の職にある職員をもって充てる。

3 管理者は、必要に応じ前項に規定する委員のほか、職員(前項の職員を除く。)のうちから委員を任命することができる。

(会長の職務)

第4条 会長は、会務を総轄し、審査会を代表する。

2 会長は、会議の議長とする。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 審査会は、会長が招集する。

(会議)

第6条 審査会は非公開とし、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員は、自己に関係のある事件についての議事に参与することができない。ただし、審査会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(意見の聴取等)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、当該職員及び当該職員の所属長又はその関係者から意見又は説明を聴き、審査に必要な資料の提出を求めることができる。

(決定事項の処置)

第8条 会長は、審査会において決定した事項について、その理由を付して管理者に答申しなければならない。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この規程は、訓令の日から施行する。

附 則（平成21年6月1日訓令甲第1号）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。